

●香川県告示第355号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業及び共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成23年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区又は関係地区

計画番号区第1号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越地先

イ 点の位置

基点A 堀越けい船岸東端

” B 西村清水（株）島醸前の鼻突端

” C 苗羽地区埋立地南西角

” D 小豆郡内海町赤鼻

点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点

” ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

” ハ CからD見通し線と平行にロから南西へ200メートルのところ

” ニ CからD見通し延長線上イから南西へ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号共第2号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡東部地先

イ 点の位置

基点A 金ヶ崎

” B 福田小島東端

” C 干出岩

” D 兵庫県飾磨郡家島町院下島東端

” E 笠ヶ鼻

” F 兵庫県三原郡西淡町丸山崎

- ” G 東かがわ市寺山（秋葉山）高頂（97メートル）
- ” H 風ノ子島北東端
- ” I 坂手とびのす
- 点 イ BからC見通し延長線とDからG見通し線との交差点
- ” ロ EからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロH、HIの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら柵網漁業	3月20日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手

計画番号共第3号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田から坂手に至る地先

イ 点の位置

基点A 土庄町、小豆島町境界

- ” B 弁天鼻
- ” C 水ノ子礁
- ” D 笠ヶ鼻
- ” E 坂手とびのす
- ” F 風ノ子島北端
- ” G 風ノ子島南端
- ” H 大角鼻南の高頂（159メートル）
- ” I 星ヶ城高頂（817メートル）

- 点 イ IからA見通し延長線上Aから270メートルのところ
- ” ロ BからC見通し線上Bから270メートルのところ
- ” ハ DからC見通し線上Dから270メートルのところ
- ” ニ EからF見通し線上Eから270メートルのところ
- ” ホ GからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、ニF、Gホの4直線と福田小島を含むAB間、DE間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ たい・さわら柵網の漁期中は双方協議の上操業しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手

計画番号共第4号(柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島南端

” B 大角鼻南の高頂(159メートル)

” C 雨倉鼻(坂手、堀越境界)

” D 東かがわ市絹島高頂

点 イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

” ロ BからA見通し線上イからAへ270メートルのところ

” ハ CからD見通し線上Cから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間冲出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 坂手港赤灯台から西波止に至る間張建してはならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第5号(柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先

イ 点の位置

基点A 大福部島北西端

” B 塩谷鼻南端

” C 大角鼻南端

” D 小福部島東端

” E 小福部島西端

” F 大福部島東端

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

” ロ DからC見通し線上Dから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、EFの3直線とAD間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第6号(柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越・田浦・古江地先

イ 点の位置

基点A 雨倉鼻(坂手、堀越境界)

” B 東かがわ市絹島高頂

” C 古江亀岬北端

” D 弁天島東端

” E 田浦松ヶ鼻突端

” F 旧二生村、三都村境界(大崎)

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

” ロ EからF見通し線上Eから270メートルのところ

” ハ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

” ニ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、Cニの3直線とAE間沖出し270メートルの只曲線、EC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦

計画番号共第7号(柵網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町苗羽弁天島地先

イ 漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽

計画番号共第8号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村清水地先

イ 点の位置

基点A 西村清水（株）島醸前の鼻先端

” B 弁天鼻北端

” C NHK内海テレビ中継放送所中央電波塔

点 イ Aから海岸沿い北へ75メートルのところ

” ロ Aから海岸沿い西へ75メートルのところ

” ハ ロからC見通し線上ロから180メートルのところ

” ニ イからB見通し線上イから180メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・西村

計画番号区第9号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜船越地先

イ 点の位置

基点A 香田鼻先端

” B 楠浜大曲の鼻

” C 船越8号防砂堤先端

” D 伊砂子鼻先端

” E 粟島不天州南端

点 イ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

- ” ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- ” ハ EからB見通し線上イからBへ50メートルのところ
- ” ニ EからC見通し線上ロからCへ50メートルのところ
- ” ホ CからE見通し線上ニからCへ250メートルのところ
- ” ヘ BからE見通し線上ハからBへ250メートルのところ
- ” ト ヘからホ見通し線上ヘから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホト、トハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町大浜

2 免許予定日 平成23年11月1日

3 免許の存続期間

計画番号区第1号 平成23年11月1日から平成25年9月30日まで

計画番号共第2号から区第9号まで 平成23年11月1日から平成25年12月31日まで

4 免許申請期間 平成23年9月26日から同月27日17時まで